

平成 19 年度予算編成方針

能美市財務規則（平成 17 年 2 月 1 日規則第 32 号）第 7 条の規定により、
予算編成方針を次のとおり定める。

平成 18 年 10 月 24 日

総 務 部 長

最近のわが国経済の動向を見ると、企業部門、家計部門ともに改善が続いているほか、雇用情勢も厳しさが残るものの改善に広がりが見られるなど堅調に景気回復が続くと見込まれる。しかし、金利の上昇や原油価格の動向など懸念材料もあり、今後の動向には注視が必要である。

ところで、5 年前にスタートした『経済財政運営と構造改革に関する基本方針』（以下『基本方針』という。）の策定による構造改革の断行は“改革なくして成長なし”“官から民へ”“国から地方へ”といった考えを『基本方針』の中軸に据えて行われてきた。

そして、これまで5年間の成果による基盤の上に立って作成された、『基本方針 2006』においては、『長期停滞のトンネルを抜け出し、筋肉質の経済構造に変貌した日本経済は、ようやく未来への明るい展望を持てる状況となった。今や我々は「新たな挑戦の 10 年」の出発点に立ち、第 1 の挑戦は“チャンスをつかみ取る”第 2 の挑戦は“わが国固有の困難の克服”第 3 の挑戦は“不均衡の克服”の三つを今後わが国が進むべく新たな挑戦とし、その優先課題を①成長力・競争力強化、②財政健全化、③安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現』としている。これらの優先課題は、国のみならず地方の自助努力を更に促す内容であり、国・地方を挙げて取り組まなければならない。

平成 17 年 2 月に合併した本市は、行政のスリム化の推進と地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立を目標に行政運営に当たってきた。

こうした動向を踏まえ、現行の税財政制度をもとにした本市の平成 19 年度の財政見通しは、歳入の根幹を成す市税収入については、所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止等により個人市民税で、また、景気回復を反映して法人市民税で、さらに、固定資産税については堅調な新增築家屋分でそれぞれ増収が見込まれ、市税全体としては、平成 18 年度予算計上額を大きく上回ると見込まれるものの、所得譲与税の皆減により相殺され実質では小幅な増と見込まれる。

地方交付税については、『基本方針２００６』において、『簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る。』とされていることや、国の歳出見直しと歩調を合わせて地方財政計画の歳出を見直す方針が示されていることに加え、市税が増収になることから、合併特例算定中とはいえ、平成１８年度交付決定額を下回るのは必至の状況と見込まれている。

また、特定財源の国庫補助・負担金（年金・医療等を除く）においても、国の平成１９年度予算の概算要求基準では、見直しを進め、前年度を下回る額に抑制することとしており、本市財政への影響が懸念されるところである。

一方、このような歳入の見通しを踏まえて、歳出においては現行制度による各種の行政サービスの提供、施設の維持管理費の増加、これまでに発行した市債の償還額がピークとなるなど、避けては通れない財政需要の増加が見込まれている。

また、安全・安心対策や将来的な自然増収につながる産業振興対策などの重要課題への優先的な取り組みや、総合的な少子・高齢化対策など新たな課題への的確な対応も求められていることから、本市の財政状況は極めて厳しい状況になるものと予測される。

平成１９年度予算の編成に当たっては、このような厳しい行財政環境下、今後の国・県の予算編成の動向、地方財政対策を見極めながら、合併効果を最大限生かし、先に公表した「能美市行政改革大綱」並びに「能美市集中改革プラン」に盛られた数値目標等を着実に実施するため、事務事業全般にわたり成果目標を掲げ、その必要性・効率性・効果を吟味し、後年度の財政負担や市債残高の抑制にも十分留意する中で、「選択と集中」の視点に立って市民ニーズに直結した施策を最優先するとともに、将来にわたり持続可能な健全財政を念頭に置きつつ、本市が目指す将来像『海・山・川の恵みと人が輝く、やすらぎのまちづくり』の着実な実現に取り組んで行くものとする。

なお、予算要求に合わせて別途様式により、総合計画策定素案の『中・長期事業計画書』改定版を提出すること。

また、当初予算は『通年型』で編成するので、地方自治法第２１０条の総計予算主義の原則を遵守し、年度間を通じて予測されるすべての収入・支出を漏れなく計上すること。したがって、年度途中の予算補正は、制度の改正、災害関連経費など真にやむを得ないものまたは当初予算編成の中で協議したもの以外は行わない方針であるので留意すること。

特別な理由により当初予算に計上することが困難なものについては、その見込額等を別途様式『当初予算に要求できない事業調書』により提出すること。